

高等教育段階の各教育機関の法令上の主な規定の比較

	大 学	短期大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）
◇目的	○学校教育法 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	○学校教育法 第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。	○学校教育法 第一百五十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。	○学校教育法 第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。 一～三 （略）
◇教育上の目的の公表等	○大学設置基準 （教育研究上の目的） 第二条 大学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○短期大学設置基準 （教育研究上の目的） 第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○高等専門学校設置基準 （教育上の目的） 第三条 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。	
	【平成二十二年度末までは、次の規定を適用】			
	○大学設置基準 （教育研究上の目的の公表等） 第二条 大学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。	○短期大学設置基準 （教育研究上の目的の公表等） 第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。	○高等専門学校設置基準 （教育上の目的の公表等） 第三条 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。	
◇入学者選抜	○大学設置基準 （入学者選抜） 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、	○短期大学設置基準 （入学者選抜） 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、	○高等専門学校設置基準 （入学者選抜） 第三条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、	

	適切な体制を整えて行うものとする。	適切な体制を整えて行うものとする。	適切な体制を整えて行うものとする。	
◇教育上の基本となる組織	○学校教育法 第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。 第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。	○学校教育法 第八十条 5 第二項の大学には、学科を置く。 6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。	○学校教育法 第一百六条 高等専門学校には、学科を置く。 2 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。	
	○大学設置基準 (学部) 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。 (学科) 第四条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 (課程) 第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。 (学部以外の基本組織) 第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組	○短期大学設置基準 (学科) 第三条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。 2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。	○高等専門学校設置基準 (学科) 第四条 高等専門学校の学科は、専攻分野を教育するために組織されるものであつて、その規模内容が学科として適当と認められるものとする。 (学級) 第五条 高等専門学校においては、同一の学科につき同一の学年の学生をもつて一又は数個の学級を編制するものとする。ただし、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもつて学級を編制することができる。	○専修学校設置基準 (教育上の基本組織) 第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとする。 2 前項の組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。 (学科) 第三条 前条第一項の組織には、一又は二以上の学科を置くものとする。 2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。 第四条 第二条第一項の組織には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間学科等」という。）を置くことができる。

	<p>織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一 教育研究上適当な規模内容を有すること。</p> <p>二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。</p> <p>三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。</p> <p>2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準に準ずるものとする。</p> <p>3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。</p>			
<p>◇教育課程の編成</p>	<p>○大学設置基準 （教育課程の編成方針） 第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に</p>	<p>○短期大学設置基準 （教育課程の編成方針） 第五条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る</p>	<p>○高等専門学校設置基準 （授業科目） 第十六条 高等専門学校の授業科目は、その内容により、各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目に分ける。 （教育課程の編成） 第十七条 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために</p>	<p>○専修学校設置基準 （授業科目） 第八条 2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>3 前項の専門課程の授業科目</p>

	<p>係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>	<p>専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>	<p>必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。</p> <p>7 第一項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を九十単位時間以上実施するものとする。</p>	<p>の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>
<p>◇教育の実施体制</p>	<p>○学校教育法 第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。</p> <p>2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>(教育課程の編成方法) 第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>(教育課程の編成方法) 第六条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>○学校教育法 第九十二条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3～8 (略)</p>
	<p>○大学設置基準 (教員組織) 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように</p>	<p>○短期大学設置基準 (教員組織) 第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p>	<p>○高等専門学校設置基準 (教員組織) 第六条 高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。</p> <p>5 高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責</p>	<p>○専修学校設置基準 (教員数) 第十七条 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第一に定めるところによる。</p> <p>3 夜間学科等を併せ置く場合にあっては、相当数の教員を増員するものとする。</p>

	<p>教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>とする。</p> <p>3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>6 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>第七条 高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	
--	---	--	--	--

<p>◇教員の資格</p>	<p>○学校教育法        第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。</p>			
	<p>○大学設置基準        （学長の資格）        第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>	<p>○短期大学設置基準        （学長の資格）        第二十二条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>	<p>○高等専門学校設置基準        （校長の資格）        第十条の二 校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>	<p>○学校教育法        第二百二十九条        2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。</p>
	<p>○大学設置基準        （教授の資格）        第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。        一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研</p>	<p>○短期大学設置基準        （教授の資格）        第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。        一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研</p>	<p>○高等専門学校設置基準        （教授の資格）        第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。        一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p>	<p>○学校教育法        第二百二十九条        3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>○専修学校設置基準        （教員の資格）        第十八条 専修学校の専門課程</p>

- 究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに

- 究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていると認められる者
- 五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第二十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国

- 二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 三 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（准教授の資格）

第十二条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ず

- の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するもの
- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

相当する職員としての経歴を含む。)のある者  
三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者  
四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者  
五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者  
三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者  
四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

る職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者  
三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者  
四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者  
五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(講師の資格)  
第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者  
二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(講師の資格)  
第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者  
二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(講師の資格)  
第十三条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者  
二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者  
三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(助教の資格)  
第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。  
一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当す

(助教の資格)  
第二十五条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。  
一 第二十三条各号又は第二

(助教の資格)  
第十三条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。  
一 第十一条各号又は第十二

	<p>る者</p> <p>二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>十四条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>	
	<p>（助手の資格）</p> <p>第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p>	<p>（助手の資格）</p> <p>第二十六条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p>	<p>（助手の資格）</p> <p>第十四条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学士若しくは短期大学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	
<p>◇授業の方法</p>	<p>○大学設置基準 （授業の方法）</p> <p>第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを</p>	<p>○短期大学設置基準 （授業の方法）</p> <p>第十一条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディア</p>	<p>○高等専門学校設置基準 （授業の方法）</p> <p>第十七条の二 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p>	<p>○専修学校設置基準 （授業の方法）</p> <p>第十二条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>2 前項の授業の方法による授</p>

	<p>高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>アを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。</p>
◇成績評価基準等の明示等	<p>○大学設置基準 (成績評価基準等の明示等) 第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>○短期大学設置基準 (成績評価基準等の明示等) 第十一条の二 短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>○高等専門学校設置基準 (成績評価基準等の明示等) 第十七条の三 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	
◇組織的な研修等	<p>○大学設置基準 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>○短期大学設置基準 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第十一条の三 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>○高等専門学校設置基準 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第十七条の四 高等専門学校は、当該高等専門学校の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	
◇教育課程の修	○大学設置基準	○短期大学設置基準	○学校教育法施行規則	○学校教育法施行規則

<p>了認定方法</p>	<p>(単位の授与) 第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p> <p>(卒業の要件) 第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。 2～5 (略)</p>	<p>(単位の授与) 第十三条 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第七条第三項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p> <p>(卒業の要件) 第十八条 修業年限が二年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。 2～3 (略)</p>	<p>第一百七十九条 第五十七条から第六十二条まで(略)の規定は、高等専門学校に準用する。(略)</p> <p>第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。</p> <p>○高等専門学校設置基準(課程修了の認定) 第十八条 全課程の修了の認定に必要な単位数は、百六十七単位以上(そのうち、一般科目については七十五単位以上、専門科目については八十二単位以上とする。)とする。(略) 2 (略)</p>	<p>第一百八十九条 (略) 第五十七条(略)の規定は専修学校について(略)準用する。(略)</p> <p>第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。</p>
<p>◇施設設備</p>	<p>○大学設置基準(校地) 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <hr/> <p>(運動場) 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <hr/> <p>(校舎等施設) 第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がない</p>	<p>○短期大学設置基準(校地) 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <hr/> <p>2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <hr/> <p>(校舎等) 第二十八条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認め</p>	<p>○高等専門学校設置基準(校地) 第二十二条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <hr/> <p>2 運動場は、校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合に限り、その他の適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <hr/> <p>(校舎等) 第二十三条 校舎には、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>○専修学校設置基準(校地等) 第二十二条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。</p> <hr/> <p>2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。</p> <hr/> <p>(校舎等) 第二十三条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。</p>

と認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室  
二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間に

られるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室  
二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室

三 図書館、保健室

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。

一 校長室、教員室、会議室、事務室

二 教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、研究室

三 図書館、保健室、学生控室

2 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

3 高等専門学校には、校舎のほか、なるべく体育館及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

（校地及び校舎の面積）

第二十四条 高等専門学校における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

<p>において授業を行う学部をいう。以下同じ。)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。</p> <p>3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。</p>	<p>以下同じ。)及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。</p> <p>3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。</p>		
<p>(校舎の面積)</p> <p>第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積(共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三イ又はハの表に定める面積(共</p>	<p>(校舎の面積)</p> <p>第三十一条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第二イの表に定める面積(共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第四十一条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該二以上の分野(当該分野に共同学科のみが属するものを除く。)のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積)に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科につ</p>	<p>2 高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>3 工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該学科の入学定員に係る学生を、一の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートル、二以上の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積</p> <p>二 二以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、二以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積</p> <p>4 工学に関する学科以外の学</p>	<p>(校舎の面積)</p> <p>第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第二イの表により算定した面積</p> <p>二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くものにあつては、次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積</p> <p>イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野につ</p>

同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

【別表については省略】

いて同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十一条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

【別表については省略】

科に係る第二項の加える面積は、別に定める。

5 前三項に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該高等専門学校と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この項において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、前三項に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。

いて同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

【別表については省略】

(図書等の資料及び図書館)  
第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。  
2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。  
3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。  
4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な

(図書等の資料及び図書館)  
第二十九条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。  
2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。  
3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。  
4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適

(図書等の資料及び図書館)  
第二十五条 高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。  
2 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

(設備)  
第二十五条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。  
第二十六条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。  
(他の学校等の施設及び設備の使用)  
第二十七条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

<p>規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	
<p>(附属施設)</p> <p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。(略)</p> <p>2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。</p> <p>(薬学実務実習に必要な施設)</p> <p>第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>(附属施設)</p> <p>第三十二条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。</p>	<p>(附属施設)</p> <p>第二十六条 高等専門学校には、教育上必要な場合は、学科の種類に応じ、実験・実習工場、練習船その他の適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。</p>
<p>(機械、器具等)</p> <p>第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>(機械、器具等)</p> <p>第三十三条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>(機械、器具等)</p> <p>第二十七条 高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備を備えるものとする。</p>
<p>(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)</p> <p>第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設</p>	<p>(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)</p> <p>第三十三条の二 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設</p>	

	<p>備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>(教育研究環境の整備)  第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>(教育研究環境の整備)  第三十三条の三 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(教育研究環境の整備)  第二十七条の二 高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	
<p>◇修業年限</p>	<p>○学校教育法  第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その</p>	<p>○学校教育法  第一百八条  2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年</p>	<p>○学校教育法  第一百十七条 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする</p>	<p>○学校教育法  第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の</p>

	<p>修業年限は、四年を超えるものとすることができる。</p> <p>2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	とする。		<p>各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。</p> <p>一 修業年限が一年以上であること。</p> <p>二～三 (略)</p>
◇社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制及び厚生補導の組織	<p>○大学設置基準 (厚生補導の組織) 第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>-----</p> <p>【平成二十三年度からは、次の規定も適用】 (社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>○短期大学設置基準 (厚生補導の組織) 第三十五条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>-----</p> <p>【平成二十三年度からは、次の規定も適用】 (社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>○学校教育法施行規則 第一百七十五条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。</p> <p>2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。</p> <p>3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。</p> <p>4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p> <p>5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。</p>	
◇事務職員の配置	<p>○学校教育法 第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。(略)</p> <p>-----</p> <p>○大学設置基準 (事務組織) 第四十一条 大学は、その事務</p>	<p>○短期大学設置基準 (事務組織) 第三十四条 短期大学には、そ</p>	<p>○学校教育法 第二百十条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。(略)</p> <p>-----</p> <p>○高等専門学校設置基準 (事務職員等) 第十条 高等専門学校には、そ</p>	

	を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	の事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	の運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。	
◇情報の公表、積極的な提供	○学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	○学校教育法 第百二十三条 (略) 第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。	○学校教育法 第百三十三条 (略) 第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に (略) 準用する。 (略)	○学校教育法 第百三十三条 (略) 第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に (略) 準用する。 (略) 第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
	○学校教育法施行規則 第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	○学校教育法施行規則 第百七十九條 (略) 第百六十九条から第百七十二條の二までの規定は、高等専門学校に準用する。(略)		
	【平成二十二年度末までは、次の規定を適用】 ○大学設置基準 (情報の積極的な提供) 第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情	○短期大学設置基準 (情報の積極的な提供) 第二条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積	○高等専門学校設置基準 (情報の積極的な提供) 第三条 高等専門学校は、当該高等専門学校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知	

	報を提供するものとする。	極的に情報を提供するものとする。	つて、積極的に情報を提供するものとする。	
◇自己点検・評価	○学校教育法 第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。		○学校教育法 第百二十三条（略）第百九条（第三項を除く。）及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。	○学校教育法 第百三十三条（略）第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に（略）準用する。 第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
◇第三者評価	○学校教育法 第百九条 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。 第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。		○学校教育法 第百二十三条（略）第百九条（第三項を除く。）及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。	

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
  - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
  - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
  - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
  - 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
  - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
  - 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
  - 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
  - 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 第百十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
  - 3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。
- 一 認証評価機関の認証をするとき。
  - 二 第百十条第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

◇認可・届出

○学校教育法

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二～三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

○学校教育法

第百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第百三十一条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、

		<p>私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第百三十三条（略）第九条から第十四条まで（略）の規定は専修学校に（略）準用する。この場合において、（略）第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>
<p>◇設置者</p>	<p>○教育基本法 （学校教育） 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p> <p>○学校教育法 第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。</p>	<p>○学校教育法 第百二十七条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。</p> <p>一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>二 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>三 設置者が社会的信望を有すること。</p>
<p>◇改善勧告・命令等</p>	<p>○学校教育法 第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>一 法令の規定に故意に違反したとき</p> <p>二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき</p> <p>三 六箇月以上授業を行わなかつたとき</p>	<p>○学校教育法 第百三十三条（略）第九条から第十四条まで（略）の規定は専修学校に（略）準用する。この場合において、（略）第十三条中「第四条第一項各号に</p>

- 第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。
  - 3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
  - 4 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

【読み替え後の第十四条】

市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

○私立学校法

（学校教育法の特例）

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。